

「規制・制度改革に係る方針」（H23.4.8閣議決定）

自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を行い、その結果を踏まえ、**必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。**

【参考 自動車整備工場に対する用途規制の概要】

| | 住居専用地域 | 第1種・第2種 住居地域 | 準住居地域 | 商業系地域 | 工業系地域 |
|------------------------|--------|-----------------|----------|----------|-------|
| 自動車整備工場の 作業場の床面積の制限 | × | 50㎡以下は可 | 150㎡以下は可 | 300㎡以下は可 | ○ |

○ただし、地方公共団体が、個別に、当該用途地域における環境を害するおそれがない等と認めて許可した場合には立地可能

地方公共団体による個別許可を円滑化するため、**自動車整備工場の騒音を低減するため配慮すべき事項をまとめた技術的指針※を国土交通省から発出**するとともに、地方公共団体や事業者等に対して、**技術的指針の解釈等の必要な助言**を行い、個別の相談にも対応しているところ。

※ 「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号)

「規制・制度改革に係る方針」（H24.7.10閣議決定）

地方公共団体に対する技術的指針(「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号))の発出後、実際に、**幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となったかどうか**について、**自動車整備工場の立地の状況について検証し、その結果を公表**する。

「規制・制度改革の係る方針」に基づき、平成24年度、自動車修理工場の建築基準法第48条の規定に基づく許可(以下、「法第48条許可」という。)に係る運用実態等について調査を実施。

特定行政庁の自動車修理工場の法第48条許可に係る許可件数及び運用実態

自動車修理工場の立地状況について検証したところ、

- ・ 平成24年度の自動車修理工場の法第48条許可の件数は32件(前年度:14件)。
- ・ 許可案件の中には、これまで、住居系用途地域では認められなかった規模の自動車修理工場についても許可される事例が見られた。
- ・ 技術的指針の発出前は、住居系用途地域における自動車修理工場の法第48条許可の対象範囲に作業場床面積の上限を設けていた特定行政庁の約97%が技術的指針を踏まえ、作業場面積によらず許可の対象とすることを可能とするよう運用基準を見直した。